

船舶事故調査報告書

平成27年3月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年6月24日 12時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市入道瀬戸 対馬黒島灯台から真方位290° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 19.50′ 東経129° 23.30′）
事故調査の経過	平成26年8月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八宝徳丸、19トン NS2-16976（漁船登録番号）、個人所有 17.57m（Lr）×4.25m×1.74m、FRP ディーゼル機関、478.08kW、平成元年5月18日 第290-45715号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年3月28日 免許証交付日 平成25年11月22日 （平成31年2月23日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に亀裂及び擦過傷、船尾骨材に亀裂、舵頭材の下部に亀裂、シューピースの脱落、プロペラ翼に欠損、曲損及び擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、対馬市黒島北東方沖であなご漁を終え、同市三浦湾漁港へ帰港するため、船長が操舵室で操船し、自動操舵によって約7.0ノットの対地速力で入道瀬戸を航行していた。 船長は、対馬市東泉島南方を航行中、平成26年6月24日12時30分ごろ、船底から突き上げる振動を感じたが、その後の操船に異常が見られなかったため、三浦湾漁港まで自力航行することとし、入港して着岸した後、乗組員2人と共に本船を点検したが、浸水や漏油などの異常は見られなかった。 本船は、造船所に上架され、修理された。 （付図1 事故発生経過概略図 参照）

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視程 約3M 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約0.4m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約2.5mであった。 海図W1211（対馬中央部）によれば、東泉島の周囲は、幅約10m以上にわたって、干出浜（岩）に囲まれている。 船長は、東泉島南岸の干出浜に関する詳細な情報を知らず、また、本事故時、同干出浜は、海面下にあり視認できない状況であったが、東泉島を約10m離せば、安全に通過できると思っていた。 船長は、本事故発生場所付近を、年間約120回、航行しており、ふだんは、手動操舵により、GPSプロッターの画面上の航跡をたどり、東泉島と裸島との中央部付近を航行していたが、本事故時、前日からの操業による疲労を感じていたため、変針の手間を省くために自動操舵により、最短の進路で、東泉島を約10m離して航行した。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、入道瀬戸を帰航中、船長が、前日からの操業による疲労を感じていたため、自動操舵として入道瀬戸を最短の進路で航行したことから、海面下の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。 船長が、自動操舵により東泉島南方を通過したことは、入道瀬戸に関する詳細な情報を知らず、変針の手間を省こうとしたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、入道瀬戸において帰航中、船長が、前日からの操業による疲労を感じていたため、自動操舵として入道瀬戸を最短の進路で航行したため、海面下の干出浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海図や水路誌により、障害物や目標となる物標の情報を収集して、自船が安全に航行できる船首目標、避険線等の設定を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

